

求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策について

制定 2026 年 10 月 1 日

学校法人立教学院(以下「学院」という。)は、求職者等に対するセクシュアルハラスメント（以下、「求職者等セクハラ」という。）を行ってはならない旨を明確にし、これを防ぐため以下のもと取り組みます。

1. 対象

「求職者等」とは、求職者、立教学院の実施する勤務員の採用に資する活動に参加する者等をいう。

「求職活動等」には、採用面接、就職説明会、勤務員への訪問および面談、インターンシップ等が含まれ、SNS 等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものも含まれる。

2. 講ずる措置

学院は、求職者等セクハラを防止するため、以下の措置を講ずる。

（1）求職活動等に関するルール（原則）

求職活動等における面談、連絡その他の対応にあたっては、原則として以下のルールによるものとする。

- 面談時間：平日の日中に実施し、早朝、深夜および休日の面談は極力避ける。ただし、採用面接についてはこの限りではない。
- 面談の場所：学内の会議室、オープンスペースまたはオンライン会議ツールの使用を推奨する。学外の飲食店等を用いる場合であっても、酒類を伴う場では行わない。
- 実施体制：1 対 1 で面談等を行う場合は、周囲の目があるオープンスペースを利用する、複数名で対応するまたは事前に所属長等へ実施を共有するなど、密室化を防ぐ措置を講じる。
- 連絡方法：求職者等との連絡は、原則として V-Campus のメールアドレスなど学院が認めるメールアドレス、採用システムその他の公的な連絡手段を使用する。求職者等から勤務員に対して、SNS 等私的な連絡手段を通じて初期的な連絡があった場合は、求職活動等に関する具体的なやり取りを行うこととなった段階で公的な連絡手段に切り替える。
- 面談時の注意点：求職活動等に直接関係のない私的な質問は行わない。また、採用、選考その他求職活動等に影響を与え得る立場を背景とした不適切な言動や、食事等への執拗な誘いを厳に慎む。

（2）相談窓口

求職者等に対してあらかじめ以下の相談窓口を周知する。

人事部人事課 (<http://s.rikkyo.ac.jp/HRinquiry>)

人事課担当者は、相談内容に応じて適切に対応できるよう、必要な情報共有および対応を行う。

（3）発生後の対応

- 学院は、求職者等から相談があった場合は、事実関係を迅速かつ正確に確認する。

- 学院は、被害者に対する配慮のため、相談内容や本人の意向を踏まえ、必要に応じて、行為者との接触回避、担当者の変更、選考等への参加に不利益が生じないようにするための対応その他必要な措置を行う。
- 学院は、求職者等セクハラの実行者については、所定の手続きに則り、厳正に対処する。
- 学院は、再発防止に向けた措置を講ずる。

(4) プライバシー保護及び不利益取扱いの禁止

- 学院は、相談者等の氏名、相談内容その他のプライバシーを保護するため、情報の共有範囲を必要最小限にとどめるなど、必要な措置を講ずる。
- 学院は、勤務員が事実関係の確認等に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをしない。
- 学院は、求職者等が相談をしたこと等を理由として、採用、実習の受入れその他求職活動等において不利益な取扱いをしない。

以上